

平成 30 年度  
第 1 回  
高校教育改革  
に係る懇話会

平成 3 0 年 4 月 2 7 日

県庁旧館 2 階  
教育委員会室

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 教育委員会挨拶

## 3 委員長挨拶

## 4 議題

( 1 ) 入学者選抜の基本的な考え方

( 2 ) 入学者選抜制度見直しの目的・ねらい

( 3 ) 入学者選抜制度の検討に係る経緯

( 4 ) 高校教育改革に係る懇話会について

( 5 ) 現行の入試制度の概要について

( 6 ) 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の報告について

( 7 ) 県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて

## 5 その他

( 1 ) 第 2 回会議について

( 2 ) その他

## 6 閉 会

< 巻末資料 >

- 1 高校教育改革に係る懇話会 設置要綱
- 2 高校教育改革に係る懇話会 委員名簿

< 別添資料 >

- 1 現行の県立高等学校入学者選抜制度の概要
- 2 平成30年度佐賀県立高等学校入学者選抜概要(実施教科・配点等)
- 3 特色選抜試験B方式の指定校について
- 4 県立高等学校入学者選抜制度の在り方について(報告)
- 5 県立高校入試制度の見直しの方向性(イメージ図)

#### 4 議題

##### (1) 入学者選抜の基本的な考え方

佐賀県では、知・徳・体の調和のもと、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる心身ともにたくましい人材の育成を目指している。

高等学校入学者選抜についても、よりよく問題を解決する資質・能力や、自らを律する心、たくましく生きるための体力を育むなど、本県が目指す人材の育成の観点から実施するものとする。

このような県教育委員会の指針を踏まえ、各高等学校における入学者選抜は、教育課程を始めとする様々な教育活動を確実にやり遂げるに足る資質・能力を備えた生徒を多面的、総合的に選抜することを目的としている。また、受検生にとっては、入学者選抜に臨むことを通して自らの成長につなげられるものであると位置づけている。

##### (2) 入学者選抜制度見直しの目的・ねらい

今回の入学者選抜制度見直しの目的は、県立高等学校への進学希望者が入学者選抜を通して学力の向上を目指すことや、自らの能力と適性等に基づいて受検校を主体的に選択できることを堅持しながら、現行の成果と課題を踏まえ、本県のスポーツ・文化芸術の一層の推進・振興を図るとともに、多くの受検生に不合格体験をさせることなく、複数の選考を行うことで多面的に評価できる選抜制度を確立することである。

具体的には、次の事項を入学者選抜制度見直しのねらいとする。

本県のスポーツ及び文化・芸術の推進及び振興を図る。

1回の入学者選抜の中で複数の評価方法による多面的な選抜を行う。

感染症等への対応を行う。

入学者選抜制度をよりわかりやすく改善する。

##### (3) 入学者選抜制度の検討に係る経緯

現行の入学者選抜制度は、平成24年度入学者選抜から実施しており、平成30年度入学者選抜で7回目の実施となった。

この制度について、平成28年度に設置した「県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」において、現行制度の成果と課題、特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方等の検討が行われ、平成29年3月に「佐賀県立高等学校入学者選抜制度の在り方について(報告)」として取りまとめられた。

この報告を踏まえ、高校教育改革プロジェクト会議等で新たな県立高等学校入学者選抜制度について検討を行い、見直しの方向性を取りまとめたところである。

(4) 高校教育改革に係る懇話会について

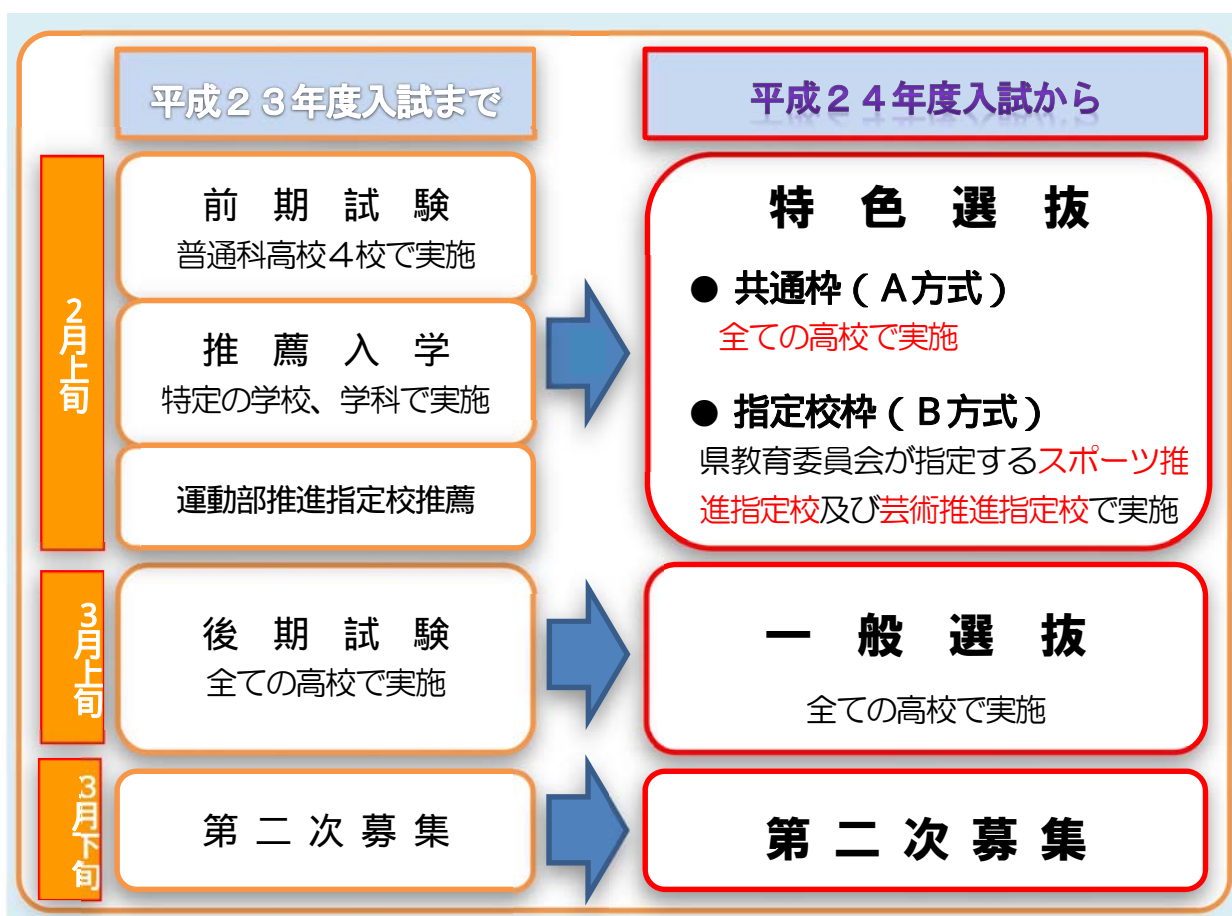
高校教育改革に係る懇話会は、県立高等学校における制度の在り方や諸課題について協議することを目的としている。

また、今年度の懇話会は、県立高等学校入学者選抜制度の見直しの方向性を踏まえ、新たな県立高等学校入学者選抜制度の具体化について検討を行う。

(5) 現行の入試制度の概要について

参考 前回の制度変更の概要

リーフレット「佐賀県立高等学校入学者選抜試験について(概要)」抜粋 より



現行制度の主な特徴

- A 全ての県立高校で特色選抜試験と一般選抜試験を実施すること
- B 推薦制度を廃止すること
- C 全ての受験生に学力検査を課すこと
- D 高校が求める生徒像や選抜の評価基準を公表すること
- E 特色選抜ではA方式・B方式に加えX選抜・Y選抜など、学校ごとの検査方法で選抜を行うこと

2月上旬

## 特色選抜試験

### ○ A方式（募集枠は全体の20%程度）

全ての高校で実施

国・数・英・理・社・家庭・芸術・体育から3教科の学力検査

学力検査の実施教科や調査書で重視する内容を変えて選抜を行う  
X選抜、Y選抜等を実施することができる。

### ○ B方式（募集枠は全体の5%程度）

スポーツ推進指定校及び芸術推進指定校で実施

実技検査（芸術・体育）と2教科の学力検査

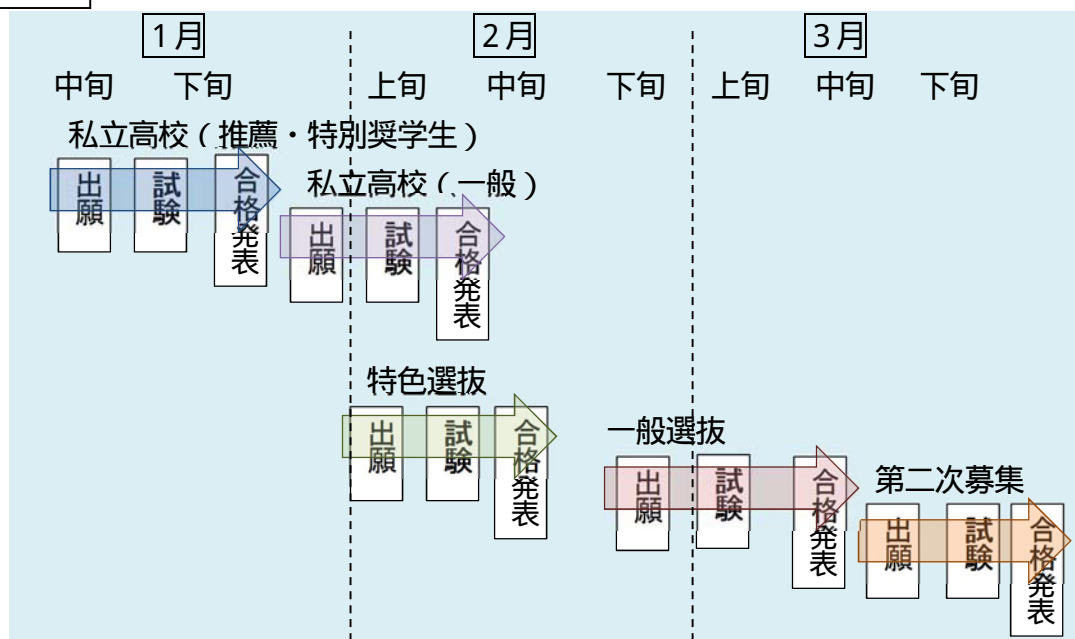
3月上旬

## 一般選抜試験

全ての高校で実施

国・数・英・理・社の5教科の学力検査（一部の学校・学科では、  
追加問題の実施や実技検査の追加実施も可）

日程



## (6) 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の報告について

### 佐賀県立高等学校入学者選抜制度の在り方について(抜粋)

#### 1 はじめに(報告書 p.1)

県教育委員会では、現行の佐賀県立高等学校入学者選抜制度の課題の抽出及び解決に向けた研究を行うため、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会を設置し協議を行ってきた。

この度、現行制度の成果と課題、特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方についての協議内容を取りまとめたので、ここに報告する。

#### 2 現行制度の成果(報告書 p.6~)

全ての受験生に学力検査を課したことにより、中学生の学習に関する意識が向上した。

多様な選択肢が示されたことで、中学生の進路意識が向上した。

高等学校入学者選抜における求める生徒像(以下「求める生徒像」という。)や選抜基準の公表により、選抜の客観性を高めることができた。また、全ての受験生に学力検査を課したことにより、選抜の透明性を高めることができた。

一般選抜試験に加え、特色選抜試験で多様な選抜方法が示されたことで、受験生一人一人の評価を多面的な視点や尺度でできるようになった。

スポーツ推進指定校における特色選抜試験B方式は、多くの高校から高い評価を得ており、本県の競技力向上に貢献している。

#### 3 現行制度の課題(報告書 p.7~)

##### (1) 特色選抜試験の実施に係る課題

普通高校では特色選抜試験を実施する意義が小さい学校が見られる。

特色選抜試験の募集定員の割合や選抜における学力検査の評価の割合などが定められていることから、特に専門高校においては、特色選抜試験での「求める生徒像」に合致する特色ある生徒の確保が難しくなっている。

以前の制度に比べ多くの受験生に不合格体験をさせてしまっている。

##### (2) 高校生への指導に係る課題

一部の普通高校では、高校3年生への大学受験指導に影響がある。

##### (3) 教職員の選抜業務に係る課題

2回の入試のための業務負担が、資格取得や部活動等の生徒への指導に影響を与えている。

#### 4 特色選抜試験及び一般選抜試験の在り方(報告書 p.9)

特色選抜試験と一般選抜試験の、受験生を複数の評価方法により多面的に選抜することができており、現行制度の評価につながっている。

全ての受験生に学力検査を課すことや高校ごとの「求める生徒像」や選抜基準を公表する等の現行制度の特長は今後も維持することが望ましい。

特色選抜試験については、今回の検討で明らかとなった特色選抜試験に係る課題について、県教育委員会において改善に向けた具体的な方策を検討することが望ましい。

特色選抜試験B方式については、継続することが望ましい。

このようなことから、現行制度の特長を生かしつつ、より多くの学校の活性化につながる制度となるように、特色選抜試験の実施校や実施時期、募集定員の割合等の見直しについて検討してほしい。

#### 5 制度変更に係る配慮事項（報告書 p.9）

現行制度を変更する場合、新しい入学者選抜制度の導入時期は、受験生等への十分な周知期間を考慮する必要がある。

入学者選抜制度の名称等を更に分かり易くするなどの工夫が望まれる。

入学者選抜試験の実施時期を変更する場合は、受験生及び高校、中学校に与える影響を十分に配慮してほしい。

特色選抜試験の募集定員の割合を変更する場合は、特色選抜試験の合格発表後の中学校での受験指導等への影響を考慮してほしい。

#### 6 おわりに（報告書 p.10）

現行制度を変更する場合には、高等学校入学者選抜は、受験生のみならず多くの県民にとっても関心が高い事柄であり、丁寧な説明が必要である。

県教育委員会では、本報告の趣旨を踏まえ、引き続き中学校や高校等広く県民から意見を聞くなど、より適切な入学者選抜制度となるように慎重な検討を望むものである。



(7) 県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて

スポーツ・文化芸術特別選抜（仮称）について

（見直しの方向性）

生徒の特性（実情）を多面的に捉えるとともに、本県の高校のスポーツ及び文化芸術の推進・振興を図るためのスポーツ・文化芸術特別選抜（仮称）の実施について検討する。

（検討項目）

- ・ スポーツ推進指定校及び芸術推進指定校を継続し実施することについて
- ・ スポーツ推進指定校及び芸術推進指定校で指定された学校・種目以外で実施することについて

一般入学者選抜（仮称）について

（見直しの方向性）

現行の特色選抜試験A方式と一般選抜試験の2回の入試を統合した一般入学者選抜（仮称）を実施し、1回の入試の中で、現行の特色選抜試験A方式と一般選抜試験の趣旨を生かすような複数の選考を行うことについて検討する。

- ・ 現行制度では、特色選抜試験と一般選抜試験を行うことで一人一人の受検生が複数の評価方法で選抜されていることが評価されている。
- ・ しかし、特色選抜試験に合格した生徒は2月で受験勉強を終えてしまうことや、特色選抜試験では5教科の学力検査を課していないため中学校での学習活動の評価が十分でないなどの課題もある。
- ・ また、特色選抜試験の募集人員が2割程度であるため多くの受検生が不合格となっており、特色選抜試験で不合格であった者の多くが一般選抜試験でも同じ学校を受検し合格している状況がある。
- ・ そこで、現行の特色選抜試験A方式と一般選抜試験を合わせ、5教科の学力検査を課す一般入学者選抜（仮称）を実施する。
- ・ そうすることで、受検生の心理的負担を軽減し中学校段階での学習がより充実すると考えられる。

（検討項目）

- ・ 1回の入試の中で、現行の特色選抜試験A方式と一般選抜試験のような複数の選考を実施することについて

追検査（仮称）について

（見直しの方向性）

急な疾病その他やむを得ない事情により、一般入学者選抜（仮称）での学力検査及び面接等を受けられなかった志願者の受検機会を確保するため、追検査（仮称）の制度化について検討する。

（検討項目）

- ・ 一般入学者選抜（仮称）を受けられなかった受検生に係る追検査（仮称）の実施について

第二次募集について

（検討項目）

- ・ 第二次募集の実施について

各選抜の名称について

（検討項目）

- ・ 各選抜の名称について

## 5 その他

（１）第２回会議について

（２）その他

## 高校教育改革に係る懇話会設置要綱

佐賀県教育委員会

### (目的及び設置)

第1条 県立高等学校における制度の在り方や諸課題について検討するため、高校教育改革に係る懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者 (2) 保護者代表

(3) 教育行政関係者 (4) 学校関係者

3 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

4 その他、上記以外に委員長が必要と認める者をもって委員に充てることができる。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、懇話会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議等)

第4条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会で協議する事項は、委員長が定める。

4 教育長は、懇話会に意見を聞く必要があるときは、委員長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じて、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

### (作業部会)

第5条 委員長は、必要な事項の検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織については、委員長が別に定める。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務局は、佐賀県教育庁教育振興課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

## 高校教育改革に係る懇話会 委員名簿

	所 属	職名	氏 名	備考
1	佐賀大学大学院 学校教育学研究科	教授	中島 秀明	有識者 (委員長)
2	西九州大学子ども学部 心理カウンセリング学科	准教授	利光 恵	"
3	佐賀新聞社	専務取締役 編集主幹・ 論説委員長	富吉 賢太郎	"
4	佐賀県高等学校PTA連合会	会長	西岡 豊	保護者
5	佐賀県PTA連合会	会長	江田 明弘	"
6	"	母親 副委員長	石山 恵美	"
7	嬉野市教育委員会	教育長	杉崎 士郎	市町教育長会連合会 代表
8	県立鳥栖工業高等学校	校長	山口 光一郎	県高等学校長協会 会長 (副委員長)
9	県立佐賀西高等学校	校長	松尾 敏実	" 副会長
10	佐賀市立川副中学校	校長	池之上 義宏	県小中学校校長会 副会長
11	小城市立小城中学校	校長	槇原 靖宏	" 代表

### (事務局名簿)

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	教育委員会	副教育長	宮崎 祐弘	
2	"	"	山口 光之	
3	"	"	青木 勝彦	
4	教育振興課	課長	宮崎 耕一	
5	"	教育企画監	下村 昌弘	
6	"	参事	加藤 英治	
7	学校教育課	課長	大井手 広毅	
8	"	参事	伊東 幸一郎	
9	保健体育課	課長	牛島 徹	
10	教育振興課	企画主幹	山下 秀司	
11	"	指導主事	田代 文則	